

北上市下水道事業告示第4号

北上市下水道規程第13条に基づき、北上市下水道条例第15条第1項第2号に規定する行為（違反行為）に係る累積点数により、次のとおり北上市排水設備指定工事店の効力を停止した。

令和4年3月1日

北上市長 高橋敏彦



1 効力を停止した指定工事店

指定店 番号	指定店名称	所在地	代表者名
172	株式会社水沢工事センター	奥州市水沢佐倉河字前田 20	代表取締役 佐々木 岳